

土地区画整理審議会の役割

1. 審議会の概要について

(1) 設置の根拠

施行者が設置する諮問機関であり、任務が終わった場合に廃止されます。(法第56条第1項及び第4項、規程第9条)

(2) 目的及び性格

「換地計画」、「仮換地の指定」等に関する事項について、施行者からの諮問に対し、審議し答申する諮問機関です。(法第56条第3項)したがって、議事進行上等特別の場合を除き、審議会委員が発議することはできません。

(3) 組織及び委員定数

委員定数10名について、所定の手続を経て選挙された委員が8名、学識経験を有する者のうちから市長が選任した学識経験委員2名により組織されます。(法第57条及び58条第1項、施行令第18条、規程第10条第1項及び第2項及び第3項)

2. 権限（職務）について

土地区画整理審議会は、換地計画、仮換地の指定及び保留地の決定に関する事項についてこの法律に定める権限を行います。(法第56条第3項)

「同意を必要とする事項」(議決事項)

(1) 評価員を選任しようとする場合 (法第65条第1項)

(2) 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合 (法第95条第7項)

(3) 保留地を決定する場合 (法第96条第3項)

(4) 宅地地積の適正な地積を定める場合 (法第91条第2, 4, 5項)

(5) 借地地積の適正な地積を定める場合 (法第92条第3, 4項)

「意見を必要とする事項」(諮問事項)

(1) 換地計画を作成しようとする場合 (法第88条第6項)

- (2) 換地計画を変更しようとする場合(法第97条第3項において準用する法第88条第6項)
- (3) 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査(法第88条第6項)
- (4) 仮換地を指定しようとする場合(法第98条第3項)

3. 委員について

(1) 任期

任期は5年です。(規程第11条)ただし、選挙により委員になった者が、任期中に当該選挙の選挙権の目的となった所有権又は借地権についての権利が有しなくなったときは、その地位を失います。(法第63条)

(2) 委員の身分

審議会は和光市が設置する諮問機関ですから、その委員(非常勤)は、地方公務員の特別職となります。(地方公務員法第3条第3項)したがって、地方公務員法の適用はなく、他の職務との兼務も認められません。

(3) 委員の報酬等

委員の報酬は、和光市「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて、審議会開催の都度出席委員に日額4,000円(会長は5,000円)を支給します。
また、費用弁償については、和光市外居住の方に実費交通費を支給します。